

答 申

第 1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第 2 の 2 の非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

- 1 令和 5 年(2023年) 9 月18日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、次の内容について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2023年 1 月から 8 月の間に、国土交通省関東地方整備局に「長野県指定確認検査機関の処分等の基準 5. 処分等に伴う措置 (3) 処分等の報告」に基づき報告した文書

- 2 令和 5 年 9 月26日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第 7 条第 4 号本文に該当し非公開とすべき法人に関する情報を公開することとなるとの理由により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和 5 年10月12日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7 条第 4 号本文該当性について

本件実施機関は、「当該情報を公開することは法人の名誉、社会的評価、社会的信用を損なうことで法人の正当な利益を害すると認められる。」と弁明しているが、本件実施機関が長野県指定確認検査機関（以下「本件機関」という。）に対して不法行為等に係る処分等（処分又は文書注意をいう。以下同じ。）を行い、その処分等の報告を国土交通省関東地方整備局（以下「国交省」という。）に行った時点で、本件機関の名誉、社会的評価及び社会的信用は喪失している。また、本件機関については、2023年10月25日付けで監督命令を公表されており、社会的信用等は既に失墜している。

さらに、本件機関が 1 者なのであれば、1 者独占の非競争環境においては、建築確認審査申請者に本件機関以外を選択する余地がなく、本件請求に係る情報を公開して

も、競争上の地位その他正当な利益を害することとはならない。

2 条例第7条第4号ただし書該当性について

処分等に関する情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」であり、当該情報の公開は、悪質な不適切行為を繰り返す本件機関から財産を保護するために必要不可欠なものである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第4号本文該当性について

本件請求に係る公文書が仮に存在する場合、当該公文書には、処分等を受けた機関の名称、住所、処分等の内容及び処分事由が記載されており、これらの情報を公開することは、法人の名誉、社会的評価及び社会的信用を損ない、法人の正当な利益を害する。加えて、審査請求人は、処分等の報告を国交省に行った時点で、本件機関の社会的信用等は喪失していると述べているが、当該報告は公表を目的としたものではないため、本件機関の社会的信用等を当該報告によって直ちに損なうということにはならない。また、「長野県指定確認検査機関の処分等の基準」により処分等が行われる本件機関が1者であることは、日本建築行政会議のホームページ等で広く公表されており、周知の事実であることから、特定の法人に関する処分等の情報を公開することに他ならない。

さらに、本件機関は1者であるが、この他、長野県を業務区域とする大臣指定及び地方整備局指定の確認検査機関が25者あり、建築確認審査申請者が申請先をこれらから任意に選択できることから、非競争環境下にあるとは言えず、当該公文書を公開することは、本件機関の競争上の地位を害するおそれがある。

なお、2023年10月25日付けの監督命令は、本件とは関係がないものである。

2 条例第7条第4号ただし書該当性について

本件請求に係る公文書が仮に存在する場合、当該公文書に記載される情報により、仮に審査請求人の財産保護に影響があったとしても、当該情報を公開しないことによる本件機関の名誉等を保護する利益が上回るため、当該情報は、本号ただし書には該当しない。

3 条例第10条該当性について

1のとおり、本件請求は、特定の法人に関する処分等の情報の公開を求めるものであり、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が当該法人の名誉等を損ない、当該法人の正当な利益を害すると考えられる。したがって、本件請求については、本条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求の内容について

本件請求の内容は、県が本件機関に対して行った処分等に係る国交省への報告に関する文書を求めるものである。

2 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件請求について、公文書の存否を答えること自体が条例第7条第4号本文に該当し、非公開とすべき法人に関する情報を公開することとなるとの理由により、条例第10条の規定により本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する非公開決定を行った。

本件決定が妥当であるというためには、仮に本件請求に係る公文書が存在する場合に、当該公文書が非公開情報に該当することが必要である。

したがって、まずは本件請求に係る公文書の条例第7条第4号該当性について検討し、次に条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかとせず非公開とする決定を行ったことの妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第4号該当性について

本号は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「法人不利益情報」という。）を非公開情報として規定している。「その他正当な利益」には、法人の経営手法や、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、法人の権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきである。なお、法人不利益情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、本号ただし書の規定により公開されるものである。

審査請求人は、1のとおり、県が本件機関に対して行った処分等に係る国交省への報告に関する文書を求めているところ、行政機関からの処分等は、その内容の軽重にかかわらず不名誉な情報であって、特定の法人の社会的評価及び社会的信用を著しく低下させ、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報であると認められる。また、審査請求人は、処分等の報告を国交省に行った時点で、本件機関の社会的信用等は喪失している旨を主張するが、公表を目的としない当該報告によって本件機関の社会的信用等が既に喪失しているとは認められない。なお、審査請求人は、本件機関が1者なのであれば、建築確認審査申請者に本件機関以外を選択する余地がなく、本件請求に係る情報を公開しても、競争上の地位その他正当な利益を害することとはならない旨の主張をするが、長野県を業務区域とする指定確認検査機関は、本件機関の他、国土交通大臣指定確認検査機関及び関東地方整備局指定確認検査機関を合わせて25者（令和6年5月9日現在、「日本建築行政会議」

ホームページで確認できるのは、22者。)あり、当該申請者がこれらの機関から任意で選択することができることを踏まえると、本件機関が非競争環境下にあるとは認められない。

さらに、審査請求人は、処分等に関する情報は、悪質な不適切行為を繰り返す本件機関から財産を保護するために必要不可欠なものであるとして、本号ただし書に該当すると主張する。本号ただし書に該当するというには、当該情報を公開することにより保護される人の財産等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回らなければならないと考えられる。これを踏まえて検討したところ、当該情報を公開しないこととした場合に、人の財産等に重大な毀損等を与える蓋然性があるとは言い難く、公開することにより保護される人の財産等の利益が公開しないことにより保護される法人の権利利益を上回るとは認められない。

よって、本件請求に係る公文書が本号本文に該当し、また、本号ただし書には該当しないとした本件実施機関の判断は、妥当である。

(2) 条例第10条の規定による非公開決定の妥当性について

条例第10条は、公開請求について、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を規定している。

審査請求人は、1のとおり、県が本件機関に対して行った処分等に係る国交省への報告に関する文書を求めているところ、処分等の対象となる本件機関は1者のみであり、このことは、「日本建築行政会議」のホームページ等においても確認することができることから、本件請求に係る公文書は、特定の法人に関する処分等の情報であると認められる。また、(1)に記載のとおり、本件請求の内容は、それ自体が条例第7条第4号本文に規定される非公開情報に該当するところ、当該公文書の存否を答えることによって、特定の法人が処分等を受けたか否かという情報を明らかとする結果を生じさせるものと解される。したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第7条第4号本文に規定する非公開情報を公開することとなると認められる。

よって、本件実施機関が条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した判断は、妥当である。

3 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和6年(2024年)	1月29日	諮問
	3月18日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	5月21日	審議終結